## 平成十九年総務省令第百一号

をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)を実施するため、これらの法律の規定に基づく立入検査 郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

及び第六十二条の規定に係る部分に限る。) 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条第一項(郵政民営化法第六十一条次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

兀

郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六条第一項 郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項 (郵政民営化法第七章第四節の規定に係る部分に限る。)

ることとされる同法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有す

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

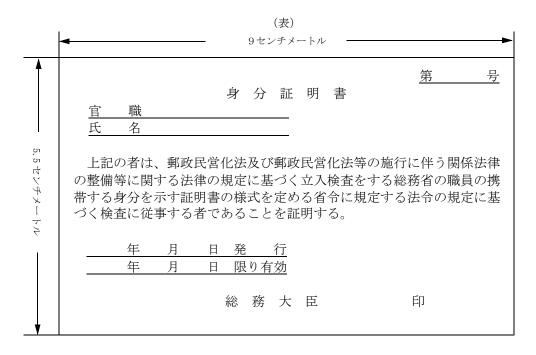
則 (平成二四年五月八日総務省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二四年九月二五日総務省令第八六号)

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日 (平成二十四年十月一日) から施行する。

## 別記様式



(裏)

- 1. 本書は、検査の際に必ず携帯すること。
- 2. 本書を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3. 本書を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本書を返納すること。